

札幌市消防局職員の処分について

下記の事案につきまして、関係職員の処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

1 事案の概要

被処分者は、2022年4月から2025年7月までの間、無許可で性風俗店の受付業務に従事し、少なくとも総額273万円の収入を得て、営利企業等への従事制限を定める地方公務員法第38条の規定に違反した。

また、被処分者は当局の調査に対し累次にわたり虚偽の報告を行うなど、意図的に事実の隠蔽を図った。

このことは、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反し、消防職員としてあるまじき行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。

2 処分日

2026年3月30日（月）

3 被処分者

消防局東消防署警防課 消防士（一般職）男性
渡部 勇人（わたなべ ゆうと） 28歳

4 処分内容

懲戒免職